

協議会だより

二〇二〇年度第三次補正
予算が成立しました

二〇二一年一月二八日、
二〇二〇年度の第三次補正予算
が成立しました。

第三次補正予算では、学童保
育で「新型コロナウイルス」の
感染拡大防止を図るための費用
が内閣府の「子ども・子育て支
援交付金」に計上されています。
地域子ども・子育て支援事業の
枠組みのなかのものです。予算額
は総額六五億円の内数となっ
ています。補助割合は、国・都道
府県・市町村で三分の一。補助
基準額は以下のように利用定員
(*)ごとに金額が異なります。

・利用定員一九人以下 三〇万
円以内
・利用定員二〇人以上五九人以
下 四〇万円以内

・利用定員六〇人以上 五〇万
円以内

*利用定員とは、厚生労働省令「放
課後児童健全育成事業の設備及
び運営に関する基準」(以下「省
令基準」)第一四条に示されて
いる「運営規程」で定めること
になっている「利用定員」(支
援の単位ごとの定員)を指す。

二〇二〇年度の第一次補正予
算(二〇二〇年四月三〇日成立)
では、「新型コロナウイルス」の
感染拡大防止を図る事業」とし
て、二〇一九年度の対象経費の
実支出額との合計ではありません
が、国負担一〇分の一〇で、
一支援の単位あたり五〇万円の
予算が計上されました。

つづいて第二次補正予算
(二〇二〇年六月一二日成立)
では、学童保育を「児童福祉施

設等」に含め、「新型コロナウイルス

感染緊急包括支援交付
金」として総額四五二億円を計
上し、マスクや消毒液等の衛生
用品や感染防止のための備品
と、感染症対策の徹底を図りな
がら事業を継続的に実施してい
くための研修受講や、かかり増
し経費などを含め、国負担一〇
分の一〇で、一支援の単位当た
り五〇万円の予算が計上されま
した。

交付金の状況について、厚生
労働省子ども家庭局書記室から
は、「二〇二〇年七月一七日の
締め切りまでに申請された分
について、国の予算四五二億円
では交付申請とおり交付決定す
るには予算が不足していたため、
四五二億円の範囲内で交付決定
を行ったが、第三次補正予算案
において、必要な予算を計上し
ている」との説明を受けていま
す。また、変更交付申請につ
いては、第三次補正予算案成立
後、受付を行う予定とのこと

した。

そのほか、「放課後児童クラ
ブ等におけるICT化推進事
業」として、六五億円の内数が
計上されています。オンライン
会議やオンラインを活用した相
談支援、オンライン研修を行う
ために必要な経費を支援するた
め、一支援の単位あたり五〇万
円の予算が計上されました。補
助割合は、国・都道府県・市町
村で三分の一です。

地方負担分について、第二次
補正予算と同様に、「新型コロ
ナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金」の活用が可能か、
内閣府地方創生推進事務局に問
いあわせてところ、「調整中」
とのこと、今後、事務連絡を
発出する予定とのことでした。

二〇二一年度当初予算案
が閣議決定されました

二〇二〇年一二月二二日、
二〇二一年度の当初予算案が閣
議決定されました。前述した

第三次補正予算が成立した後、二〇二一年度予算案を年度内に成立させる方針と言われている。放課後児童対策については、つぎの記述があります。

(1) 放課後児童クラブ運営費等 九二億円(二〇二〇年度当初予算額八二億円)※内閣府予算(子ども・子育て支援交付金)

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、二〇二一年度末までに約二五万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、二〇二三年度末までに計約三〇万人分の受け皿の整備を図る。

〈令和三年度予算案における主な充実事項〉

・育成支援に係る体制の強化

放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃、消毒等の運営に関わる業務、児童が得意等に取り組むような促しや進捗管理等のサポート等、育成支援の

周辺業務を行う職員を配置した場合に加算を行う。

・第三者評価受審の推進

放課後児童クラブにおける質の向上を図るため、第三者評価を受審した場合に加算を行う。

「第三者評価受審の推進」については、厚生労働省の「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、二〇一八年度、二〇一九年度にひきつづき、二〇二〇年度に「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」を行っています(いづれも、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが実施。座長は尾木まり・有限会社エムアンドエムインク子ども

の領域研究所所長。報告書は三菱UFJリサーチ&コンサルティングのHPで読むことができます。

今後開催される「全国厚生労働関係係局長会議」「全国児童福祉主管課長会議」でくわしい

ことがわかり次第、お知らせします。

厚生労働省への要請行動を行いました

二〇二一年一月一八日、全国児童保育連絡協議会は、「公的責任による児童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求め」要請書を、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室、内閣府子ども・子育て本部に届けました。また、「新・放課後子ども総合プラン」を所管する文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室、内閣府地方分権改革推進室、内閣府規制改革推進室にも要請書を提出しました。

今回、厚生労働省に重点を置いて要望した点は、「新型コロナウイルス感染症」の感染症拡大防止と児童保育がその役割を果たすために必要な制度の改善と財政措置を講じることです。

また、子どもの命と安全を守

るうえで欠かせない「省合基準」「運営指針」にもとづく「児童保育の『全国的な一定水準の質』を確保することについても要望しました。「省合基準」策定当初は「従うべき基準」として定められていた指導員の資格と配置基準は、残念ながら「参酌化」され、二〇二〇年四月から施行されています。参酌化を定めた「第九次地方分権一括法」の「附則一では「施行後三年」、つまり二〇二二年中に見直しを行うことが定められています。

「新型コロナウイルス感染症」対策を徹底し、さらに新興感染症にも対応していくことを念頭に、児童保育事業を継続して実施していくためにも、「従うべき基準」に戻すこと、そのほかの施設の広さや子ども集団の規模などの「参酌基準」も「従うべき基準」とするよう、厚生労働省をはじめとした関係庁や国会議員・地方議会へ働きかけていきたいと思います。